

兵庫県公報

令和3年5月28日 金曜日 第211号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	4
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	5
○ 土地区画整理組合の換地処分完了の届出（市街地整備課）	5

公 告

○ 一定の複数建築物の認定の取消し（丹波県民局）	6
--------------------------	---

公安委員会告示

○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	6
-------------------	---

告 示

兵庫県告示第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和3年5月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 高橋 潔弘
- (2) 住所 神戸市北区広陵町3丁目163番地の2

2 契約の期間の始期

令和3年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後支払い

~~~~~

### 兵庫県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和3年3月25日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和3年5月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和3年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
|-------------|-----------|
| 下鶴井土地改良区    | 令和3年3月31日 |
| 兵庫県鮎屋川土地改良区 | 同 年4月21日  |

~~~~~

兵庫県告示第601号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鈴蘭台東(12)Ⅰ (101070621)	神戸市北区鈴蘭台東町7丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第602号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|----------------------|---------------------|
| 春日台Ⅰ<br>(101090053)    | 神戸市西区春日台9丁目（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 天王山(1)Ⅰ<br>(101090058) | 神戸市西区天王山（別図2のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 天王山(2)Ⅰ<br>(101090059) | 神戸市西区天王山（別図3のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 春日台(2)Ⅰ<br>(101090070) | 神戸市西区春日台1丁目（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 春日台Ⅱ<br>(101090102)    | 神戸市西区春日台8丁目（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図5までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第603号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年5月28日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鈴蘭台東(12)Ⅰ (101070621)	神戸市北区鈴蘭台東町7丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年5月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
春日台Ⅰ (101090053)	神戸市西区春日台 9 丁目 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
春日台Ⅱ (101090102)	神戸市西区春日台 8 丁目 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり

(別図 1 及び別図 2 は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第605号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和3年5月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 日時
令和3年6月9日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階A会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社エスエスホーム
代表者氏名 川 上 和 朗
事務所所在地 神戸市灘区永手町二丁目2番11号
免許番号 兵庫県知事（1）第12043号
免許年月日 平成30年11月30日

兵庫県告示第606号